

平成24年10月25日

【事務局】 皆様おそろいでございますので、開催させていただきます。本日はマスク等の取材希望がございますので、よろしくご了承いただきたいと思います。なお、部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き、一般には非公開ということになっております。それから、議事録につきましては、名前を伏せた形で後日国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、冒頭に住宅局長よりご挨拶申し上げます。

【住宅局長】 おはようございます。委員の皆様方には平素から国土交通行政全般にわたりまして大変お世話になっておりますことを改めて御礼申し上げます。

この部会でございますけれども、これまで経緯を振り返って申し上げますと、平成21年に基準法全体をもっとスムーズにというようなことで、建築基準法のあり方の検討が行われました。これでいろいろな運用上の改善策、それまでもやってきたんですけれども、平成19年の施行の後の混乱を踏まえた改善策をもう1回総浚い、検討しまして、法改正を要する部分以外は既に実施しているところでございます。

このときの積み残しの1つに、適判制度の見直しというのがあったと思います。その後、もともとからの議論として、建築基本法というようなものが要るのではないかとか、あるいは基準法が火事とか地震があるたびに増築を重ねてきて、基準体系全体がわかりにくいのではないかと、こういう根本問題を少し落ち着いて議論しようということで、これも建築法体系勉強会ということで、23年の2月から1年余りかけて検討しました。こちらのほうも、落ち着いて議論ということではあったんですが、さまざまな論点について議論しましたところ、やはりこういうほうがいい、ああいうほうがいいということで、そんな簡単に結論が出る話ではないということで、論点整理ということで、反対、対照的な意見も含めて整理をするというところまでやりまして、一応私どもに大きな宿題はこうだよということを示していただいたという形になっております。内容的には、時代の変化に対応した規制体系はどうあるべきかとか、実効的な規制、効率的な規制はどうあるべきか、専門家の資格制度見直しはどうあるべきか、良質なストック形成ということで、既存スト

ック含めてどうしていくべきか、こんなようなことが宿題だったと思います。

それを踏まえまして、この論点整理も含めて、今度はもう少し制度の見直しに向けて進まなければいけないということで、この間、8月10日付で大臣から社会資本整備審議会のほうに諮問をしたということでございます。9月10日にこの建築分科会を開きまして、今後どうしていくかということをおもひからご提示申し上げまして、わかりました、諮問とともに、では、部会を設けて、しっかりとした検討を進めていくということになったわけでございます。

そういうことで、今回第1回の部会ということで開かせていただくわけでございます。内容的には、実は基本法ともう膨大なあるいは遠大な作業がまだほんとうはあるわけでございますけれども、とりあえず、身近なところの宿題などをまず整理するところから始めていきたいということで、1つは、設計の自由度を確保するための基準の見直しとして、具体的には木造の学校の火災実験をやりました。今年度もやる予定でありますけれども、これを踏まえた、これはおそらく法改正ということになりますので、こういう木造関係の基準のあり方をどうすべきか。それから、2つ目は、適判も含めて、確認制度をめぐる課題についてどうするか。3つ目には、特に耐震改修ということになりますけれども、既存ストックの質の向上に向けてどのようにしていくべきか。この3点をまず手始めにということでこの部会を始めたいと思います。

部会の委員の先生方の構成については、検討内容、今回のものはとりあえず1年ぐらいで結論を出したいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、かなり膨大な作業が今後出てくるということでありますので、それに向けて適宜、またテーマに沿って入れかえながらやっていくということだと思いますけれども、当面このメンバーで1年ほどしっかりご議論いただいて、法改正が必要なものは法改正に進んでいくというようにしていきたいと思っておりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、ご挨拶と経過の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料のクリップを外していただきますと、配付資料一覧というものが議事次第の後にあるかと思っております。まず、資料1ですが、この建築基準制度部会の委員名簿でございます。それから、資料2の関係は、諮問の関係でございます。2-1が諮問書、それから2-2が分科会への付託書、2-3が諮問事項の背景、2-4が諮問事項に係る審議の進め方と

いうものがございます。それから資料3がパワーポイントでございますが、木造建築関連基準等のあり方の検討。資料4が確認検査制度等のあり方の検討。資料5が耐震化促進方策のあり方の検討というような資料がございます。それから、最後に参考資料があらうかと思えます。

以上、資料を確認いただきまして、もし欠落等ございましたら事務局までお申し出いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

本日は委員及び臨時委員、総数14名の方々のうち10名の先生方にご出席いただきおまして、社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

まず、今日は第1回目でございますので、ご出席の委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思えます。

【委員紹介省略】

これから議事に入りますけれども、部会長をまだご選任いただいておりますので、部会長が決定されるまで私のほうで議事を進めさせていただきます。

それでは、議事の1番目で、部会長の互選をお願いしたいと思えます。

社会資本整備審議会令第7条第4項の規定により、部会長は委員の互選により選任することになっております。どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

【委員】 ○○委員のほうをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 ただいま○○委員から○○委員をお願いしてはどうかというご発言をいただきましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、○○委員に部会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】 ただいま皆様方よりご推薦をいただきました建築基準制度部会の部会長に就任させていただくことになりました。微力ながら、まとめ役という形に徹してまいりたいと思えます。ぜひ皆様方の活発なご意見をいただくようお願いしたいと思えます。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして、議事を進めさせていただきますと思えます。

部会長の選出、議事の（１）まで終わりましたので、次に私のほうから部会長代理の指名ということをごささせていただきますと思います。

社会資本整備審議会令第7条第6項によりますと、部会長があらかじめ指名することになっておりますので、私のほうから部会長代理を指名させていただきますと思います。

本部会の部会長代理には〇〇委員にお願いしたいと思ひます。いかがでございしょうか。これは指名でございしますので。

（「異議なし」の声あり）

【部会長】 では、〇〇委員、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 先ほど申しましたように、本日第1回でございすし、ぜひ皆様方のご関連なご意見をいただき、この部会を進めさせていただきますと思ひます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事2、諮問事項、今後の建築基準制度のあり方についてということで、では、事務局のほうからお願いしたいと思ひます。

【事務局】 では、私のほうから資料2-1から順に、まず資料2-4まで説明させていただきます。

まず、資料2-1でございす。諮問書でございす。諮問の内容といたしましては、今後の建築基準制度のあり方についてでございす。

1ページめくっていただきまして、諮問の理由でございすが、中段からでございすが、建築行政といたしまして、多様化・高度化するニーズに対応した建築物整備や新技術の導入の円滑化に向けた基準及び手続の合理化。災害及び事故対策の推進。既存建築物対策の充実強化などの要請に的確に対応するよう、例えば新たな木造建築等を可能とする建築基準の合理化、手続等の一層の迅速化・合理化、耐震改修の促進等が課題であるということです。これらに関しまして、法体系勉強会におきましてご議論いただきました。その中で、わかりやすい規制体制への移行ですとか、効率的な規制制度への見直し、専門家の資質確保・向上、また、所有者等が的確に判断できる法体系への見直しというような課題が提起されてございす。こういう状況を踏まえて検討をお願いしたいと思ひます。

続きまして、資料2-2はこの分科会に付託したものでございす。

資料2-3でございす。諮問事項の背景でございすが、実はこの後に詳しい資料が大分ありまして、この資料は分科会の資料をそのまま今日ご提示させていただきますので、少し割愛して説明させていただきます。法体系の概要ですとか、現在の手続の状況、こういうものがありますが、後ろのほうでさらに詳しく説明させていただきますので、少

し飛んでいただきまして、11ページからお願いできますでしょうか。

この政策的な背景につきまして少し説明させていただければと思います。建築基準制度の見直しに係る社会的要請でございますが、1つは、まず、平成22年9月10日の閣議決定、経済対策の閣議決定でございますが、建築確認申請、申請手続の迅速化について取り組むべきという決定をいただいております。これにつきまして順次やっておりますが、これをさらにどう進めていくのか。また、日本再生戦略、本年の7月31日でございますが、この中で中古住宅流通市場ですとかリフォーム市場の規模増大、こういうような観点から既存不適格の問題、また、住宅・建築関連制度の見直し、基準改正の改正、こういうものについての検討というものが掲げられてございます。また、耐震住宅ストック比率を上げていくという観点から耐震診断・改修の促進の観点がございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。木造建築関連規制の見直しの要請でございます。これは平成22年5月26日に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というものが公布されてございます。基本的には木造の利用促進を目的とした法律でございますが、条文の中に3条の5項というところでございますが、木造の建築物に係る建築基準法等の規制のあり方について規制の撤廃または緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるといものが法律の中に掲げられてございます。これに関しまして、22年6月18日に閣議決定といたしまして、耐火構造が義務づけられる延べ面積基準及び学校などの特殊建築物に係る階数基準につきまして必要な見直しを行うということが決定されてございます。

このような要請を踏まえての現在までの対応状況でございますが、14ページをお願いいたします。確認手続の迅速化等に向けた取り組みといたしまして、まず、平成22年6月1日に確認手続等の運用改善といたしまして、申請図書の簡素化・省略化ですとか、数点に及ぶ運用改善をまずは行いました。その後、22年3月から建築基準法の見直しに関する検討会というものがございまして、これは今日いらっしゃる〇〇先生に座長をお願いしております。この中に供給側の方、審査方、消費者側の方、こういういろいろな方々に入っていただきましたが、供給側の方からは、一定の条件のもとで適判審査を不要とすべきではないか、同一機関で確認と適判をワンストップでというような適判の合理化等についてご意見をいただいております。また、一方、審査側、消費者側の方からは、第三者チェックの仕組みというのはエンドユーザー保護のために必要ではないか、異なる組織のダブルチェックを堅持すべきではないかというような両論の意見をいただいております。

ます。

その状況を踏まえまして、23年5月1日ですが、技術的な範囲内での運用改善をまずはやろうということで、政令の改正等も一部ございますが、可能な範囲での運用改善をやってございます。また、そもそもの話に関しましては、先ほど局長のほうからありました建築法体系勉強会、諮問理由の中にもございました、これを検討してございます。

また、15ページに木造建築と見直しに向けて、これも後ほど詳しくありますが、実大火災実験等の検討を進めてございます。

16ページをお願いいたします。先ほどありました建築法体系勉強会でございますが、委員に関しましては、今日部会長をやっていただいています〇〇先生に座長をやっていただきまして、検討してございます。

18ページをお願いいたします。建築法体系勉強会取りまとめの概要でございますが、目指すべき基本的方向としましては、時代に変化に対応したわかりやすい規制体制への移行、実効性が確保され、効率的な規制制度への見直し、専門家の資質向上・確保に関する資格制度への見直し、所有者等が的確に判断できる法体系への見直しというような基本的方向が示されてございます。主要制度の見直しの方向としましては、建築規制項目・内容につきましましては、行政が関与、責任を持つべき規制項目の再検証、明確な性能基準体系への移行、特定行政庁の役割の再検証というものを掲げてございます。また、整備段階、専門家活用等の体制整備、適判制度等の再検証。

続きまして、19ページでございますが、設計者の資質確保・向上方策。また、整備の後の、今度建物を使う段階、利用段階に関しまして、利用段階の適切な維持保全、改修等の推進。また、建築物の中でも多少異質な昇降機等の部分についての再検証。また建築基本法の検討につきましても議論ございまして、この中では制定を期待する意見が提起された一方で、理念のみの規定となることを疑問視する意見等、いろいろな意見がございました。

諮問の背景は以上でございます。

続きまして、2-4でございますが、こういう状況を踏まえまして、分科会におきまして、諮問事項に関する審議の進め方についてご議論いただきました。建築法体系勉強会において整理された建築基準法等の法体系の見直しに関し、目指すべき基本的な方向を踏まえ、当面は特に見直し要請の強い以下の項目について具体的かつ専門的に調査審議をお願いしたいというものでございます。

3点読ませていただきますが、新たな技術の導入や設計の自由度の向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行という基本的方向を踏まえた木造建築関連基準等のあり方。2つ目、実効性が確保され、かつ、効率的な規制制度への見直しという基本的方向を踏まえた構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方。3点目、既存建築物の質の確保・向上に向けた建築物の耐震改修の促進に関する法律など、関連規制等のあり方。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。ただいまの資料2、一連の資料でございます。諮問の内容とどういふことをこの場で議論するかという具体的なテーマを2-3と2-4を中心にご紹介いただいたわけでございます。これらの資料について、まずご質問等ございましたらお受けしたいと思います。はい、どうぞ。

【委員】 何分にもこういった審議会というものは不慣れなものでございますので、ちょっと基本的なところで教えていただきたいんですけども、今この建築基準制度部会というものの位置づけというところで、今とにかく具体的な3つのテーマが与えられて、それについてこれから審議ということでございましょうけれども、長期的に見たときに、この部会というものはもう少し大きな法制度そのものの枠組みといいますか、そういったものについての議論に発展する可能性というものがあるのでございましょうか。

【部会長】 事務局の方からお答えいただけますか。

【事務局】 ここにもございますとおり、当面の課題はこの3つでございますけれども、法体系の勉強会の中でいろいろご指摘された方向につきましては、引き続きその後も検討を進めていくことになろうかと思えます。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 私のほうからちょっと、今の事務局のお言葉を私なりの理解で補足させていただきたいと思うんですけども、〇〇先生にやっていたいただいた検討会と、それからそれに続きました法体系勉強会を通じて、大きな枠組みの議論をしてきたわけです。それについて先ほど局長もおっしゃったように、今後その大きな枠組みについての検討も続けていくけれども、まず、入口として、少し具体的な事例として今回挙げられた資料2-4、これも私の目から見ると、やや段階があって、最初に挙げられた木質基準に関してはかなり具体的な内容をかなり早い時期に議論していただくことになると思います。それから、既存建築物についても、昨今の会計検査院などの指摘によっていろいろな問題が挙げられておりますし、わりと早急に対応すべき課題ではないかと私自身考えております。

2番については、急がないというのは問題なんですけれども、これは2つの検討会、勉強会を通じて両論が出ているところがございます、ほかの2題に比べると、やや時間をかけても議論していい課題かというふうに私は考えております。

これについて、何か国交省のほうからのご見解というもの。

【事務局】 おそらくこの制度自体、確認検査制度自体をほんとうに理想形にするには、おそらく先生おっしゃいましたように、かなり時間をかけた議論が出たと思いますが、ただ、現下でいろいろと指摘されているようなことについては、第1段階としては、できればここ1年ぐらいで結論を出していただける分は出していただきたいというふうに考えております。

【部会長】 この場に初めてという方もいらして、なかなか状況をつかみづらいと思いますけれども、何をお聞きになっても結構ですので、ぜひご発言いただけると。よろしゅうございますか。これを踏まえて、では、少し具体的な、事務局のほうからあった2-4の資料の、まず3項目を本年度もしくは来年度の前半あたりにまとめていくということでございますので、この2-4の3項目についての議論、より具体的な諮問内容ということになると思います。進めてよろしゅうございますか。また若干、全体がわからなくなったら2に関連する議事についてのご質問を承りますので、では、議事を進めさせていただきますと思います。

それでは、諮問事項関係について、2-4に挙げられておりました3項目について、事務局のほうからご説明お願いしたいと思います。これは続けて3つということですのでよろしいですか。では、これも事務局のほうから。

【事務局】 では、資料3から5に関しまして、一括して説明させていただきます。

まず、資料3でございますが、木造建築関連基準等のあり方の検討についてでございます。1ページをお願いいたします。まず、建築基準法の防火規制でございますが、建築基準法につきましては、建築物の防火に関する規制を定めまして、消防法と相まって建築物の火災から人命、財産の保護を図ってございます。その視点でございますが、大ざっぱに整理しますと、主な観点、真ん中の赤いところでございますが、頻繁な出火の防止、在館者の避難安全の確保は火災時の避難安全、また、在館者が逃げおくれた場合の救助活動。周囲への危険防止、周辺への火が及ばないように。また、市街地火災対策ということで、周りからの火の受害防止というような観点での大地震の火災発生時などを想定した市街地火災対策というものが主な観点としてございます。基準法の中にはこの主な観点というの

は具体的には書かれてございませんで、例えば2番の在館者の避難安全ですと、主要構造部、壁とか柱ですとか、こういうものに関しての一定の防火上の制限、また、防火区画とか内装材料というものに基準を置きまして、火災が発生しても、その火災が遅延するといましようか、一気に燃え広がらない。さらに避難施設等、階段ですとか、そういうものに関しての制限。こういうものが組み合わさって在館者の避難安全の確保が図られるということで、主に基準法の中には、このABCと振ってありますが、こういうものが入っております。

具体的にそれぞれの規定について、まずAのほうから説明させていただきます。2ページでございます。主要構造部の制限といたしまして、要するに主要構造部、建築物を構成する防火上の柱ですとか、壁等の部分でございますが、まず、建築物の用途に応じた規制というものがされてございます。主に特殊建築物と我々言うておりますが、主に避難困難性が大きい、劇場ですとか学校ですとか共同住宅、そういう用途。また、主に周辺への危険性が大きい用途としまして、自動車用の車庫ですとか倉庫ですとか、こういうもの。火災の際に大きな火災になるというものでございます。こういうものに用途を決めまして、それぞれ用途に応じて、例えば表でございますが、劇場においては3階以上の階に設ける場合には耐火建築物というものにしてください、200平米以上設ける場合にはやはり耐火してください、また、学校に関しましても、3階以上の場合は耐火、また、2,000平米以上の場合には準耐火、後で説明しますが、こういう名前の防火制度を有してください、というような形になってございます。

3ページでございますが、この主要構造部の制限に関しましては、その用途以外に規模ですとか立地に関しての制限もございます。これは1つは、規模に関しましては、大規模な木造建築物については燃えますと火災の際に周囲への危険性が大きいということで、規模に関しての制限でございます。具体的には、左側の囲みにありますように、高さ一定以上のものにつきまして3,000平米以下はその階数に応じて、3,000平米を超えるものについては階数によらず耐火構造にしてくださいというもの。また、立地に関する制限は、防火地域ですとか準防火地域というものを都市計画で決めまして、それに関しまして、市街地における火災の危険性がそういう場所では多いものですから、防火地域内は大地震時に消防が消火できない、放任火災が起きた際に、それでも延焼の遮断をするという観点。また、準防火地域、もう少し面的にかかっていると思いますが、広域的に、消防の際に延焼速度を抑制する、要するに、火をとめることはできないが、延焼速度を抑制するという

観点での規制がかかってございます。これにつきましても、それぞれ階数ですとか規模に応じて耐火建築してください、準耐火にしてくださいというような規定がかかってございます。

4ページでございますが、では、具体的にその耐火建築、準耐火建築物は何かというのが4ページでございます。まず、耐火建築物でございますが、基本的な考え方といたしましては、通常の火災が終了するまでの間、建物が倒壊したり延焼を防止するために必要な構造とすることというものでございます。具体的には、その中で耐火構造というものが決められてございまして、その性能、例えば1時間の加熱に対する損傷しないことというような性能で決められてございます。また、準耐火建築物は通常の火災による延焼を抑制するために必要な構造ということで、具体的には耐火性能につきましては、加熱開始後45分といったような一段落ちる性能が決まってございます。

続きまして5ページでございます。先ほどありました火災を遅延させるという観点での防火区画の基準でございます。防火区画と延焼のおそれのある部分でございます。まず、延焼のおそれのある部分に関しましては、屋根の制限ですとか、外壁、軒裏といった周りから火を受けた場合に、火の粉が飛んできたりとか隣が燃えたりですとか、そういう際に延焼が抑えられるように、そういう部分に関しましての材料の制限をされてございます。また、右の囲い、防火区画でございますが、火が発生した際に、急激な火災の拡大を抑制して避難の安全を確保する、また、火災の規模をできる限り限定するといった感じで面積ごと、また、たて穴、上階への延焼防止、また、異種用途区画、ほかの用途への延焼防止、こういうような観点での防火区画の設置を求めてございます。

さらに、6ページ目でございますが、内装材料の制限、避難施設等の設置でございます。まず、内装材料の制限、こういう壁ですとか、こういう部分につきましては、一定の防火性能が求められている部分がございます。こういう部分は頻繁な出火の防止を図るですとか、また、初期火災、火が出たときに一気に建物に火がついて燃え上がらないように、初期火災の成長を遅延させる。また、燃えた場合に有害な煙、ガスの発生を少なくする、そういう観点で在館者の避難安全の確保を図るための内装材料の制限があります。また、さらに避難施設といたしましては、6ページの右の囲いでございますが、廊下ですとか、階段、こういうものに避難しやすいように一定の規定に制限が書かれてございます。また、非常用の進入口、非常用エレベーターと6ページの囲みの一番下のところでございますが、これは消防隊が屋外から進入する、そういう進入経路を確保するという観点で決められて

ございます。

続きまして、7ページでございます。建築基準法の防火規制の経緯でございますが、建築基準法は昭和25年に制定されてございますが、それ以降、大規模な木造建築の火災による多数の犠牲者の方ですとか、木造建築以外にも含めたいろいろな市街地火災の経験、そういうものを踏まえて、順次規制がそれぞれの災害を踏まえながら強化されてきているという経緯がございます。一方で、木造住宅に関しまして、いろいろな実大火災実験等が行われまして、これで一定の性能が確保された、こうすればあまり火が燃え広がらないというようなものが確保されたものに関しまして、62年以降順次合理化されてございます。62年には、準防火地域で一定の基準を満たす木造3階建て戸建て住宅、平成4年には防火、準防火以外の一般的な地域で木造3階建ての共同住宅、平成10年には準防火地域内で木造3階建て共同住宅を一定の基準を確保しながら認めてきているというような経緯になってございます。

防火基準全般といたしまして整理いたしますと、8ページでございます。防火基準に関しましては、今いろいろなものが組み合わさって非常にわかりにくいものにはなってございますが、基本的には、先ほど耐火建築物と言いましたが、そういう耐火建築物といえますと、それにつきましては、要するにこういう構造部がこういう性能を持つことという形で、性能を明示して現在規定されてございます。ただ、例えば耐火建築物とすべき建築物は何かというものにつきましては、劇場、病院、学校で3階以上といった形で経験、歴史的に決められてございます。また、もともと説明されました考え方に関する部分というのは基準法の中には法令上は明記されていない。その基準の裏側にあるというような状況になってございます。

このような現行の基準になってございますが、現在、先ほどご説明しました公共建築に一定の、特に木造の、端的に申せば耐火要求されている3階建ての学校というものになりますが、こういうものに関しまして、木造推進の観点からどうすべきかというのが課題として今我々に投げかけられてございます。具体的にこの耐火をやる場合には耐火という性能を引き下げることになります。こういうものに関しまして、建築物に最低基準として求められる防火上の性能が何なのか、これを検討した上で木造3階建て学校に求められる性能について具体的に検討をお願いしたいというものでございます。

9ページでございますが、木造3階建て学校に関しましては、技術的な整理を今やっております。実大火災実験を行っております。今年度、今年の2月に実験をやった結

果が掲げられてございますが、下の絵にありますように、延べ面積が2,260平米、構造としましては、1時間の準耐火という耐火よりも少し低いレベルでの木造の学校を建てまして火災実験を行ってございます。

11ページをごらんください。実際に火をつけましたところ、左が0分で、時間割、コマごとになってございます。10分の際にもう上まで燃えてございますが、3分30秒で2階に、6分20秒で3階まで延焼が進んでございます。また、30分の段階ではもう屋根が燃え抜けて、上のほうに火が出てきております。そういう形で経過しまして、次のページ、12ページのあたりですが、72分で一部の倒壊が始まり、最終的にはほぼ全館が倒壊したというような形の火災実験になってございます。これらにつきまして、また、比較実験としまして、仕様等を変えて今後何回か実験を行うという予定にしております。

続きまして、資料4をお願いいたします。資料4でございまして、効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方の検討でございまして。

2ページをお願いいたします。現在の建築基準法に基づく手続でございまして。建築基準法に基づく安全を確保する手続としましては、数段階のものがこういう形で置いてあります。まず、建築計画段階、着工までの前に建築確認としまして、建築物の図面上の安全性を確認する。その際に、一定のものについては構造計算適合性判定、後ほど説明させていただきますが、求めてございます。その次の、建築工事中には中間検査。さらに、工事が終わった段階では完了検査、こういう形で検査をしております。その工事中の段階で計画変更がありますと、建築確認がその段階で必要ですし、また、工事が終了する前に一部を使用しようとする場合には、仮使用承認というものが要するという手続がございまして。また、工事が完了した後で使用段階でございまして、使用段階は一定期間ごとに定期報告というもので安全性を確認していただくという手続がございまして。さらにそういう段階で違反等が見つければ、当然違反是正命令等がなされます。また、リフォームでございまして、増改築ですとか用途変更というものが行われる場合にも建築確認は必要。こういうような形の手続、検査がされておまして、安全性の確保をしてございます。

それぞれの手続につきまして順番に説明させていただきます。4ページでございまして。まず、一番初めの建築確認でございまして、建築確認は現在行政であります建築主事と民間であります指定確認検査機関、これが両方で行ってございます。建築主事というのが行政に置かれている組織といたしまして、人でございまして、これは都道府県と人口25万人以上の市に関しては必ず置かなければならない。これ以外の市町村、特別区は任意に置く

ことができるという形の規定になってございます。また、国ですとか都道府県の指定によっては、民間機関が指定されました場合、その機関も建築確認を行うことができるという形になってございます。これは平成11年から始まってございます。このどちらかで確認を行っていただく。確認を行う際の法定期間というものがございまして、一定以上の建築物の場合には35日、それ以下の小さい木造ですとかそういうものにつきましては7日以内となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。特定行政庁と指定確認検査機関の役割分担・責任のあり方でございます。指定確認検査機関が確認をしますと、その指定確認検査機関の確認済証というものは法律上建築主事、要するに行政の主事が出した確認済証とみなされるという規定になってございます。下のフローにありますように、申請者の方が建築計画を作成します。それを指定確認検査機関に確認を出します。そうしますと、指定確認検査機関は確認済証を交付するとともに、行政のほうに確認審査報告書というものを作成して提出するということとなります。特定行政庁はその報告書を確認して、その際に、その範囲内で建築基準関連規定に適合しないものが見つかりますと、関連規定に適合しない旨の通知というものを指定機関に対して行います。その通知をいたしますと、確認済証は効力を失うというような手続になってございます。この建築基準関連規定に適合しない旨の発出状況が中段にございますが、平成23年度は45件という形で、集団規定に関するものですとか、こういうものの不適合が発生してございます。

続きまして、6ページでございます。この特定行政庁の数ですとか、指定確認検査機関の推移でございますが、平成11年に民間の指定確認検査機関が導入されました。平成24年、現在でございますが、現在行政が448の特定行政庁が設置されてございます。また、その特定行政庁の中でも小規模な木造戸建て等のみを行いますという行政庁がございまして、それは限定特定行政庁、内数でございますが、151でございます。また、一方、民間は125の指定確認検査機関が置かれてございまして、こういう体制で確認審査をしてございます。

7ページでございますが、行政側と民間側の確認件数の推移でございますが、指定確認検査機関の増加に伴いまして、民間のほうの検査機関のほうは今主流となっております。現在、平成23年度の確認件数59万件のうち、特定行政庁が2割、民間の機関が8割を担っているという状況になってございます。

8ページでございます。建築主事、実際にその中で確認行為を行っている主事、確認検

査員の推移でございます。建築主事と申しますのは、要するに行政側の責任を持つ職員、確認検査員というのは民間機関で責任を持っている方でございます。この数でございますが、平成10年度、民間機関が始まる前の段階でございましたが、行政側に建築主事は1,866、2,000人の主事で対応してございました。その後民間機関ができるとともに、民間の側が2,600人ぐらいの責任を持つ職員の方が出て、行政側のほうは少しずつ減ってきているという状況でございますが、トータルしますと、2,000人を見たものを4,200人で見るといような形の状況になってございます。

続きまして、9ページでございます。職員数で見ますと、建築行政、特定行政、要するに行政側の建築行政職員数自身にはさほど、大体8,000人台ということで、あまり大きな変化はございませんが、先ほど申しましたように、確認検査は民間のほうにかなり移行してございますので、職員1人当たりで見ますと、平成12年に435件だったものが平成23年には63件ということで、1人当たりで見ると件数が減ってございます。また、主事単位で見ましても、平成12年に102件だったものが平成23年度は12件ということで、特に行政の方が一人一人経験される件数というのが非常に減っているという状況でございます。

10ページでございます。特定行政庁・指定確認検査機関の審査・検査体制でございますが、特定行政庁におきましては、都道府県から政令市から非常に小さい市、たしか町もあったと思いますが、までいろいろなところでやっております。それぞれ、例えば都道府県ですと、建築行政の職員数が50人近く、構造担当もその中で4人近くいらっしゃいますが、法4条の2項設置市、任意の設置市で比較的小さい市も含んでございますが、こういうところだと、平均すると、行政職員数は10人、構造担当は基本的に1人しかいないというような組織として小さい組織になってございます。民間機関も多少でこぼこがございます。都道府県指定機関などでは25人ぐらい、構造担当が1.2人という状況になってございます。ただ、構造審査の担当者でございますが、これは平成17年の構造計算の偽装問題が発覚して以降は、右側のグラフにありますように増加にあるということでございます。

続きまして、11ページでございます。このような形で民間の機関と特定行政庁が今一定の分担を持って建築の安全性の確保をしているという状況でございます。建築確認、後ほど申します中間検査、完了検査、こういうものは民間機関と行政が両方やっているという状況になってございますが、行政のほうは、これ以外の事務といたしまして、中にあり

ます許可ですとか認定、確認以外の、単純に当てはめるだけの一定の裁量行為のあったものもありますが、許可とか認定のもの。また、非常に大変な違反是正というものが行政の仕事としてございます。こういうものもあわせて行政側がやっている。民間機関は確認検査をやっているということになります。

続きまして、12ページをお願いいたします。現行の確認検査の仕組みで制御困難な事項ですとか分野の実態についてというものにつきまして、確認・検査主体にヒアリングをいたしてございます。この中身でございますが、確認審査において非常に高い専門性が求められる事項・分野というのは、正直なかなか難しいということがヒアリングの結果であります。中身といたしましては、規定の中、仕様規定といいますか、非常に単純にこういう材料を使うと当てはめているものと一定の、ちょっと複雑な専門的な計算が必要なもの、さらにもっと高度になりますと、大臣認定という、そういう役割分担になってはいますが、そういう中で防火ですとか避難、耐火性能検証法ですとか、また、構造ですと、限界耐力計算といった一定の多少高度な計算が必要なことがございます。そういう性能検証法についてなかなか難しいという声。また、建築設備、工作物といったところで、昇降機ですとか遊戯施設という、わりと機械系、電気物ですが、こういう部分に関しましての安全の確認というのが正直難しいというような声があがってございます。また、検査の際も、基本的には目視ですとか、その場で動作確認をして検査をするということになりますので、そういう段階ではやはりそういう設備のほんとうの中身だとか、材料の品質であるとか、そういうものに関しての検査が非常に難しいというようなことがヒアリング結果として挙げられてございます。

続きまして、14ページになります。構造計算の適合性判定についてでございます。構造計算適合性判定は平成19年に新しく入れられたものでございます。高度な構造計算によって安全性を確認する建築物につきまして、建築主事だけではなく、建築確認の段階だけではなく、専門家によるピアチェックといたしまして、平成19年に構造計算適合性判定というものをやらなければならないということになってございます。指定確認検査機関、民間の確認の機関がありましたが、ここをあわせて適合判定をやる機関という指定を受けることはできます。ただ、建築確認を行う者とピアチェックということで、別の第三者が法適合性をチェックするというのがこの法律の趣旨でございます。そのために都道府県知事が適判を行う場合によっては、都道府県の中に主事がございますけれども、その主事は適判に関する事務には従事しないという一定の分離するルール。また、指定確認検査機関が

確認検査を担う案件につきましては、同一機関はこの適判を行えませんという一定の分離するルールが設けられてございます。

15ページをお願いいたします。構造計算ルートと構造計算適合性判定につきまして、どういう範囲がこの構造計算適合性の対象になっているかというものでございます。まず、高さ60メートル以上の超高層等に関しましては大臣認定が必要になりますので、この適判の対象というものではございません。続きまして、この2つ目が対象なんです、大規模な建物、木造ですと高さが13メートル超、鉄骨造だと階数が4以上、RC造、高さ20メートル。また、多少細かく具体的な建物の技術の中身に応じて対象外のもの等分類してございますが、こういうものにつきましては、限界耐力計算、保有水平耐力と書いていますが、単純に言うと、層間変形角、建物に変異みたいなものもきちんと分析した上で構造の計算を行うというものでございますが、こういうようなものにつきまして構造計算適合性判定という専門家がチェックするというものが必要というふうにされてございます。大体確認全体の3%ぐらいがこの対象になってございます。下の中規模な建物や小規模建物につきましては建築確認のみという従来どおりのものでございます。

16ページでございます。確認と適判はどういう業務分担になっているのかというものでございますが、下のほうに丸がございまして、まず、建築確認において単純な仕様の当てはめであるとか、そもそももとの図面と別に構造計算を行うために、それ用の図面を起こしますが、その関係がきちんと合っているかどうか、要するに整合性がとれているかどうか、そういうものの審査というものが、まず主事や建築確認側のほうの部隊がします。一方適合判定側の部隊は構造設計図について異常とか不自然な箇所がないのか、計算式の適用方法が間違っていないのか、また、特殊なものにつきましての対応、データ入力方法が妥当なのかというような専門的な観点からのダブルチェックを行ってございます。さらにその判定の結果を踏まえ、建築主事が最終的な審査を行う。こういうような形で、下のほうにあります、表の中に分担関係がございまして、一定の役割分担をもって審査を行っているというものでございます。

続きまして、17ページでございます。構造計算適合性判定検査の推移でございますが、制度開始当初は増減ございましたが、現在、1,500から1,700件ぐらいというような状況で比較的安定したケースになってございます。

18ページでございます。構造計算適合性判定は制度開始当初は約100日ぐらいという非常に長い期間がかかりました。それがいろいろな運用の見直し等ありまして、現在で

は、24年8月では約50日ぐらいのペースで、当初よりは半減するぐらいの日にちで現在審査はされているという状況でございます。

続きまして、19ページでございますが、この中身なんです、構造計算適合性判定を要する物件について確認審査の日数を民間機関がやっているものと行政の建築主事が審査した案件を比較したものが下のグラフでございます。建築主事が審査した案件の部分が大体10日から20日ぐらい審査にかかっているという状況でございます。

続きまして、20ページでございますが、その中でも構造適判に要した日数だけを見ても、やはり建築主事が行う案件に係る日数のほうが5から10日程度長くなっているという状況でございます。

続きまして、21ページでございます。この適判機関は、では、実際にそんな感じで指定されているのかというのですが、指定構造計算適合性判定機関は都道府県が指定します。都道府県が指定されたものが全部で現在59機関ございます。各都道府県別に見ますと、1機関、受ける案件についてはそこでしかできませんとなっているのが北海道と大分で2カ所、また、11機関以上ということで、非常にたくさんの機関が指定されていて、いろいろなところが対象になり得るといものが6都道府県ございます。こういう形で1機関から11機関という非常に幅広い状況になってございます。また、各都道府県が指定しますが、その際に都道府県知事のみがやっています、民間の機関がございません、指定しておりませんというのは大分県がございまして、そういうところからたくさん指定しているところまでございます。

続きまして、22ページでございます。今度は、では、実際に構造計算適合性判定機関の業務の実施状況はどういうものかというものでございます。構造計算の専門の方でございますが、判定員は現在延べで2,047人、うち常勤が136人でございます。また、適合性判定機関の業務区域はほとんどが1つの都道府県のみを対象にしていますという非常にローカルなものがほとんどを占めてございます。

以上が適判の状況でございます。

続きまして、24ページ、中間検査、完了検査。工事が進んできまして、今度は中間段階、要するに工事中の検査である中間検査、また、最後の工事完了後の検査、完了検査についての概要でございます。中間検査も平成11年に導入されてございます。工事の中途の段階で工程を指定して、そこで施工中のチェックを行うというものでございます。まず、全国的に3階建て以上の共同住宅に関しまして、2階床の鉄筋の状況を確認するというも

のがございます。また、それ以外に特定行政庁が別途対象の建物、工程を指定する。その場合にはそこで受けなければならないということになってございます。また、完了検査は工事が完了した際には必ず完了検査を受けなければならないという形にされてございます。

25ページをお願いいたします。中間検査の状況でございますが、中間検査の合格証交付件数の推移のグラフがこの下でございますが、現在年間大体18万件ぐらいで推移してございます。うち行政が担当するものはだんだん減少しているという、1万件程度減少している状況でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。この中間検査の段階ですが、共同住宅以外に特定行政庁が指定することができるかと申しましたが、では、実際にどんなところが指定されているのかと申しますと、一番多く指定されているのが木造の戸建て住宅でございます。これは316特定行政庁のうち300の96%が指定しているという状況になってございます。また、それ以外にも鉄骨造ですとかRCの一定の工程というものが追加的に指定されてございます。

続きまして、27ページ。今度は最後の完了後の話でございますが、この検査済証の交付でございますが、検査済証は平成10年当時は実際に確認して検査を受けなければならないにもかかわらず、約4割ぐらいしか受けていないというのが当時の実態でございました。その後体制の強化等されるとともに、比率が上がってきまして、現在は約9割という段階までやっとならんと至っているという状況でございます。この検査に関しましても、完了検査の8割は民間の指定確認検査機関が担っているという状況でございます。

続きまして、28ページでございますが、中間検査、完了検査は実際にどんな中身を見ているのかというものでございますが、中間検査は、構造としては、例えば鉄筋コンクリート造というものと、配筋の中身がわかりますので、配筋が乱れているとか、鉄筋のかぶり厚が不足しているとか、こういうものを指摘する。鉄骨、木造等もいろいろな点がございます。また、完了検査は主にでき上がった状態でございますので、意匠的な部分、設備的な部分の検査が中心になってございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。今工事の確認から検査という一連のものがありましたが、その途中に計画変更をするという場合がございます。計画が変更されますと、その段階では一定の軽微な変更というものが規定されてございますが、これを除いて計画変更の確認を受けなければならないというふうにされてございます。また、工事が完了する前にまだ防火施設や避難施設が完全に終わっていない部分がございます。そうい

う段階で使う場合には一定の危険性があります。過去に大きな災害がございました。このために工事中の建物を使用する際には安全であるかというのを特定行政庁が承認するという手続、仮使用承認というものがございます。

この状況でございますが、31ページをごらんください。計画変更の総件数につきましては、近年減少傾向で、また、中身につきましても、主事が扱う件数も減少傾向がございます。また、仮使用承認は基本的に行政が担ってございますが、この数字に関しましても減少傾向にあるという状況でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。今のは基本的には建物を建てるところまでのお話をさせていただきました。今度は建物が建ち終わって利用する段階でのお話でございますが、利用する段階でも建築物の安全性を確保するために一定の規定が設けられてございます。まず、1つは定期報告でございます。建築基準法12条というところがございますが、建築物の所有者・管理者は一定の資格者に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならないというのが義務づけられてございます。罰則の規定もございます。定期報告の対象でございますが、1つは、まず劇場、映画館、ホテル、あとは一定以上の事務所とかがありますが、そういう建築物に対しまして、現在26万8,000件の指定がされてございます。また、昇降機ですとか排煙設備等の建築設備というものにつきましては、一定の期間での定期報告を求めています。ただ、この定期報告の状況ですが、先ほども言いましたこの建築物に関しましては68.4%、昇降機は9割以上が報告されていますが、建築物ですとか設備に関しては6割台にとどまっているという状況がございます。

34ページは、実際にその調査を行っていただく資格者です。建築士の方、もしくは、先ほど建築、昇降機とありましたが、それぞれの種類ごとの一定の専門知識を持っている方というものになります。

続きまして、35ページでございます。今のは報告という手続でございましたが、これ以外に維持保全の努力義務という規定がございます。建築物の所有者、管理者は常時適法な状態に維持するように努めなければならないという条文がございます。これを一定保管するために、定期報告対象の所有者、管理者の方に関しましては、必要に応じて特殊建築物の維持保全に関する準則または計画を作成するなど適切な措置を講じなければならないという形になってございます。定めている状況、これはあくまでアンケート調査でございますが、一定の7割の方が計画的に維持保全をしています、一部の建物についてはやっ

いますというような形に15%がなっていますというような形になってございます。

続きまして、36ページでございます。今まで建築物の話でございましたが、これ以外に、先ほどございましたが、エレベーターですとか遊戯施設の話がございます。昇降機、エレベーター等でございますが、こういうものの維持保全に関しましては、先ほど、これも定期報告の対象、基本的には1年に1回でございますが、報告していただくという形になってございます。ただ、こういう動くものは建物以上に日常のいろいろなミスで事故等が起こります。日常の維持管理が重要でございます。そのために保守点検業者、業者に限りませんが、一定の1年間に1回という定期検査はありますが、日常の点検部分というものに関しましては、現行法的な規定はございません。この部分はあくまで任意で契約を所有者の方がし、保守点検業者が保守点検をするという形になってございます。ただ、なかなかこの部分で一定の問題がございまして、下にありますような事故が生じているという状況がございます。

続きまして、37ページでございますが、さらにありますが、遊戯施設、ジェットコースターとかの類でございますが、保守点検のところはエレベーターと一緒にございますが、こういう遊戯施設の場合はさらに運行管理という観念が入ってございます。例えば事故事例2にございますように、安全バーの装着をチェックしなかった、機械が悪いというよりも運行管理が悪いという部分での安全確保の部分が出てまいります。こういう部分に関しまして運行管理の部分につきましては、一定の指導等を行ってございますが、基本的には法的根拠がないという状況になってございます。

続きまして、39ページでございます。違反是正の状況でございますが、特定行政庁はこういう法律に違反した状況を確認しますと、違反是正命令を行うことができるという形になっていまして、当然罰則規定もございます。この違反是正命令は23年は56件になってございます。これが法律に合っていないという場合なんです、これ以外に、下にありますように、既存不適格建築物とありますが、建物が建った後に法律が変わったものに関しては、違法状態ではない、ただ、増改築する際は直してくださいというような状況の、既存不適格建築物と我々呼んでございますが、そういう状態になってございます。こういうものにあっても、一定の危険なものについては勧告を行うことができるという規定がございまして、さらにその措置をとらない場合には、勧告に係る措置をとることの命令を行うことができるという規定がございます。命令に至っているものは、アンケート調査によると、平成17年から23年で15件という状況でございます。

40ページをお願いいたします。違反措置命令の状況でございますが、現在減少傾向にございます。中身は我々も完全に分析していませんが、完了検査率の向上という効果も一方であるだろうというふうに考えてございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。増改築・用途変更に係る建築確認でございます。増改築時に関しましては建築確認が必要でございます。また、用途変更に関しましても、一定の用途でございますが、変更する場合には建築確認が必要となっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。先ほど昇降機、コースターの事故の話を申し上げましたが、現在社会資本整備審議会に、今日のご欠席ですが、〇〇部会長の昇降機等事故調査部会というものが設けられてございます。利用者の死亡事故ですとか、死亡事故にはならないですが、重大な事故、不具合というものにつきましては、昇降機等事故調査部会委員によって現地調査を現在行っております。その調査結果を取りまとめ、公表し、再発防止策を打つという状況でございますが、現在までに13件の調査結果を取りまとめて公表してございますが、現在実は、国に調査権限は法的にはございませんで、権限を持つ特定行政庁の協力のもと、任意に調査を実施しているという状況でございます。

続きまして、47ページでございますが、最近ニュース等がございますが、消費者安全調査委員会というものが消費者庁に設置されてございますが、これとの関係でございますが、この社会資本整備審議会の部会が調査したものの評価をこの消費者安全調査委員会が行うというような法的な役割分担になってございます。

49ページをお願いいたします。以上の状況に関しまして、まず、建築確認制度・仮使用承認制度のあり方の検討でございますが、構造計算適合性判定制度、計画変更・仮使用承認制度などの一連の建築手続が確実かつ円滑に実施されますよう、構造計算適合性判定などの専門能力が必要な確認検査項目に係る審査体制のあり方、効率的な手続のあり方について検討をお願いしたいというもの。2番目のものでございますが、建築物等の適切な維持保全、事故調査等のあり方の検討としまして、所有者などによる適切な維持保全の実施により建築物などの安全性などが確保されるよう、定期報告制度のあり方、昇降機等の確かな保守点検・運行管理のあり方などにつきまして検討するとともに、建築物などの事故調査体制の充実強化のための方策について検討をお願いしたというものでございます。

続きまして、資料5をお願いします。住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方の検討でございます。

1 ページをめくっていただきまして、まず、この耐震改修につきましては、バックボーンとしまして、現在、耐震改修促進法という法律がございます。平成7年に施行され、順次改正がされてきてございます。国による基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画というものをつくります。建物に関しましては、特定建築物、多数の者が利用する建物ですとか、倒壊した場合に道路を閉塞させる住宅など、こういう場合には一定の努力義務がかかりまして、それに対して指導・助言という手続がございます。さらに病院ですとか劇場ですとか、不特定かつ多数の者が利用するものですとか、避難確保上特に用配慮者が利用する建物というものにつきましては、指示・公表という一段階強い対象に現在なっております。また、別途一定の支援策としまして、耐震改修計画の認定という手続がございます。この認定を受けると、耐震以外の規定、先ほど既存不適格というものは増改築のときは直すんだと申しましたが、既存不適格のままでも可とするという特例を置いてございます。耐震改修しやすくするための特例を置いてございます。

続きまして、2 ページでございますが、また、法律と相まって予算、税制の措置がございます。耐震診断をする場合には、民間は3分の2、耐震改修は場所によって3分の2から23%、建築物と同様の予算制度を今持っております。また、これ以外に所得税、固定資産税の税制、融資制度というものが現在我々用意としてございます。

3 ページでございますが、公共団体はそれぞれ独自の取り組みを展開し始めてございます。東京都は緊急輸送道路沿道の建物につきましては、耐震診断を義務化するという条例を23年4月に施行してございます。これによって沿道沿いにつきまして強力にやっつけていこうとしてございます。また、地方でございますが、和歌山県におきまして、津波発生時の避難路の沿道の建物について、耐震改修等の措置をとることを勧告・命令するという条例をやってございまして、まだこれは25年4月施行ということで、施行されてございません。

続きまして、4 ページでございますが、全国的なネットワーク委員会ですとか、各地方公共団体というところでそれぞれ耐震性のある建物の表示制度というものが創設されております。

5 ページでございます。状況でございますが、住宅・建築物の耐震化目標を平成17年に立てまして、平成27年度までに90%、住宅・建築物それぞれについて耐震性のあるものにしていこう。これは新築で今の現行基準になっているものは耐震性があるという前提ですし、また、古く、なかったものについては改修する。そういう形で90%に持って

いこうとしてございます。さらに、住宅に関しましては、22年6月に新成長戦略がございまして、平成32年までに95%というふうにもう1本の目標が掲げられてございます。ただ、耐震化率は平成20年の時点では住宅が79%、特定建築が80%ということでございまして、今のペースで行くと、目標に対してペースが多少遅いという状況にございます。

6ページでございます。何が問題なのかということを分析したのが6ページでございまして、モニターのアンケートがございまして、耐震化のボトルネックは基本的には1番目は、まず認識の不足、2番目はコストがかかる、3番目は業者・工法などに関する信頼性がいま一つ低いというものの3つが掲げられてございます。また、旧耐震基準の住宅に居住される方の半数が65歳以上の高齢者が中心、また、半数が年間の収入が300万未満という現状にございます。

続きまして、7ページでございまして、特定建築物に関しまして、規模別の状況でございまして。中身を見ますと、これは先ほどの割合と違いまして、旧耐震の、要するに古い建物だけの比率でございまして、そういう56年以前の建物だけで見ますと、耐震診断の実施率が約6割、耐震性があると判明しているものが44%という状況にとどまっております。規模別に見ますと、大規模なものの耐震化も意外と進んでいない。5,000平米以上のものでは耐震診断実施率が55.8%、耐震性のあるものが36.6%ということで、5,000平米以上のものは平均を下回っているというような状況でございまして。

8ページでございまして、これは阪神・淡路大震災で耐震基準を満たさないものの建物に被害が集中していたということ。また、東日本大震災は津波の被害が非常に大きくございましたが、下のグラフにありますように、内陸の市町村においても建築物に甚大な被害が発生している状況が見られます。

9ページでございまして、南海トラフ巨大地震の被害想定がされてございまして、これが最大で、建物の全壊消失238万、死者32万という非常に大きな数が想定され、対策の強化が求められてございます。

10ページでございまして。また、建物の中身でございまして、災害時に被災地において救援・救護の中心となる施設、防災拠点につきまして、当然ながら早急に耐震化する必要がありますが、まだまだ耐震化が十分に行われている状況ではないというものがございまして。下の防災拠点の耐震化の状況、学校に関しましては94.5%という状況なんですが、それ以外の建物は4割から6割ぐらいいはっている。また、東日本の震災におきましても、

庁舎が被災して使えなくなったというものがありました。

11ページでございますが、もう1つ大変なものとして避難路の沿道。地震時に避難路等がつぶれてしまいますと、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるというものでございます。

12ページでございます。耐震改修技術のほうでございますが、先ほど申しました耐震改修の認定を一定の緩和をするというものがございましたが、いろいろな耐震改修技術が開発されてございまして、現在認定対象外、できないというケースが出てきてございます。ここにありますように、アウトフレームをつくって、はっきりと面積が増えてしまいますというものですとか、エレベーターとか階段の位置を変更するというような、いろいろなものが考えられていますが、そういうものが今の法律では読み切れない部分が出てきてございます。

今後の検討でございますが、耐震化の促進に向けて検討すべき課題といたしまして、まず、住宅建築物の耐震化が多少遅延していると先ほど申しました。これに関しましてどういう対策をとるべきか。住宅・建築物の耐震化を一層促進するための施策の充実の中身としまして、例えば支援策の強化の検討、表示制度などの市場を活用した新たな耐震化促進策の検討、また、新たな耐震改修技術の活用促進策の検討というものが挙げられるのではないかと。またさらに、大地震発生の切迫性がしているという状況がございます。そういう状況を踏まえると、大地震を見据えた重点的な耐震化も行っていくべきではないかということで、地震の被害、機能確保の観点から、重要な建築物、例えば特に多数の者が利用する大規模なものですとか、防災拠点となる建物ですとか、避難路沿道の建物ですとか、こういうものにつきまして規制強化などより強力な耐震化促進策を検討すべきではないかというものでございます。

説明は以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。本日初回ということで、まず皆さん方に今の状況をご紹介いただいたということで、やや説明が長くなってまいりましたけれども、3点ございました。皆さんからいただくご意見にしては、3つに分けて話を進めたいと思いますので、まず、資料3の木造関係。この資料3を中心とした、現状の状況がよくわからないとかといったご質問も含めて、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 済みません。木造のこの基準を見直す動機として、どうもいろいろな資料等を見ると、林業の保護育成みたいな観点が強いようなんですが、その観点自体は理解しま

すが、緩和する対象として学校が全面的に取り上げられているんですけども、学校というのはやはり子供の生命身体の安全の確保とか、また、災害時に地域の避難場所になるとか、極めて安全性の確保が要請される建築物だと思うんですが、なぜこの学校がクローズアップして、学校がターゲットというか、主たる対象になっているようにお見受けするんですが、その辺ちょっと考え方を教えていただければと思うんですが。

【事務局】 基本的に公共建物で、例えば木造を使おうとするときに、実は一般的な事務所、庁舎みたいなものは防火規制自体は学校などに比べて一段緩いレベルでございまして、現在でも一定の事務所などについては木造で大規模なものが今実現されつつございまして。そういう中で、学校については防火規制の関係で、今2階建てまでしか現実には非常に実現しにくいという状況もございまして、もう少し大規模なものができないかというのが、そういう要望がいろいろなところから出てきたということでございまして。今回議論いただくときには、やはり学校というのは1つのターゲットにはしておりますけれども、建築物にほんとうに必要な、例えばちゃんと避難できるとか、火災を一定規模に抑えるというようなことについてはやはりどういう水準を確保しなければいけないかというのはきちんと議論いただいた上で、それに向けて実現する技術を開発していくというようなことでやっていきたいと思っておりますので、決して安全性を下げ、危険のあるものを実現しようという趣旨ではございませんので、そこについては十分ここでご議論いただきたいと思っております。

【委員】 ええ、わかります。別に安全性をないがしろにするつもりあるなんていうふうには全然思っておりませんが。そうすると、学校以外にほかに狙上に上ってくるものというのは、今具体的に何かあるんでしょうか。

【事務局】 今のところあまりそれ以外で特に強い要望があるというものはございません。私どものほうで特に承知はしておりません。

【委員】 強い要望というのは、要するに林業の関係ですね。わかりました。

【部会長】 はい。

【事務局】 設計サイドからすれば、やはりお子さんが木に親しむみたいなことが、即座に教育効果と言えるかどうかわかりませんが、いいのではないかとことです。それぞれの地域でもそういう考えの首長さんなんかも多いということで、そういう面をニーズとしては拾っているんだというふうに思います。

【部会長】 ほかに何か。これは以前、木3共でしたっけ。木造3階共同住宅というも

のがあって、それはこれとどういう関係にあるんですか。

【事務局】 実はその木造3階建て共同住宅も、先ほどご説明いたしました、本則では3階建て以上は耐火建築物にしなければいけないということになっておりましたけれども、これも過去火災実験等を行いまして、準耐火建築物でも必要な安全性は確保できるということで、平成4年と、それから平成10年に2回改正いたしまして、今3階建てまでは準耐火建築物でも実現できるようになっています。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かいかがでしょうか。防火関係の委員の方からご意見ございますか。〇〇先生。

【委員】 先ほど来のご説明では、ほぼ1年ぐらいである一定の方向を出したい。

【部会長】 全体の話ですか。

【委員】 いや、木造に関してなんですけれども。というお話だったと思うんですが、火災実験のご報告もありましたけれども、今年度、多分来年の早々ぐらいに2回目の実験が行われて、その分析が行われる。その結果を見ないと、具体的にどうすべきかという判断は非常にしにくいと思います。その実験結果とこの部会とのスケジュールとの関係はどういうふうに考えていらっしゃるのかご説明を伺いたい。

【事務局】 実は2回目はこの11月に実施したいというふうに考えています。ただ、場所が、前回かなり市街地に近いところだったものですから、近隣への飛び火等が若干ございまして、少し地方のほうで実施したいと思っていまして、そういったこともございまして、一般の方がたくさん入っていただくことは可能でないかと思いますが、実験としては11月に実施いたしまして、その結果をまたこの部会でもご説明して、どういった対策を講じるか。一応技術的には、1回目の実験の結果を踏まえた改善策といいたいでしょうか、対策を盛り込んだものを今回は実施したいというふうに考えています。

【部会長】 よろしゅうございますか。2回目の実験結果も反映されるスケジュールになっているということを確認したと思います。

ほかに何か。どうぞ。

【委員】 確か文科省で調べられた結果として、市区町村が所有している公共施設の延べ床面積の、4割が学校施設だということです。つまり、学校施設の木造に関する今回の議論というのは、すごく大切な議論だと思っています。先ほどなぜ学校がという話だったのですが、影響が大きいということです。今、〇〇委員からご指摘があったように、慎重に考えなければいけない点が多々あると思うのですが、一方で、設計者の立場からすると、

2階と3階の違いがどこまであるのかというところはとても疑問です。一部分でも3階にしたいというケースはたくさんあると思います。

ただ、学校はなかなか高層にしづらい建築の種類ですので、そもそも階は抑え気味になります。ただ、2階と3階の線引きが何でなのというところが皆さんが疑問に思うところなので、それが技術的な面でクリアされて、もう少し自由度が出て子供の環境としてもやはりいい。日本の技術と資源を使って建設していくという中で、推進すべき要因だと思います。ただ、大きな舵取りであり、決定要因であることは事実ですから、そこを踏まえて慎重に議論して決定したいと思っております。

【部会長】 今のご発言は応援だというふうに理解されると思いますけれども、3階建ての木造、この場合でいくと、校舎ということですが、木造建築物の建設を可能にするための、いわゆる条件づくりをここで明確にしていくというお答えですので、それに沿っていると思います。よろしゅうございますか。

【委員】 はい、そうですね。

【部会長】 今の需要かどうか。需要があるというふうに理解してよろしいですか。

【委員】 はい、重要性があると思います。

【部会長】 需要があるから重要性があるということだと思います。

ほかに何かこの木造関係について。

【委員】 今ちょっと話題に挙がっております実験は国交省の補助事業として実験が行われまして、それは事業主体は早稲田大学等5者、それから国総研、建研の共同研究という体制でございます。早稲田大学でたまたま私が担当しておりますけれども、そういう立場で申し上げます。今2階と3階というご議論がありましたけれども、そこについては、3階になると、3階全体が燃えるということを考えて見ますと、2階よりは周囲に対する延焼危険がかなり高くなってくる可能性が大きいという問題と、それから、避難から考えてみますと、2階なら、2階から飛び降りれば、何とか助かるんですけども、3階はそうではないということで、住宅についてそれが違うわけです。

それから、この2つがありますので、消防活動上の戦略も大分違ってくることが課題で、これまで木造建築はほとんどが2階建てでありましたので、消防本体の体制はやはり基本的な戦略の見直しも必要になるかもしれませんので、そういうことを少し考えなければいけないというふうに思っております。

それから、先ほどの共同住宅との関係を部会長がご指摘されておりますけれども、住宅

については、これも2回実大実験をされておりますけれども、その前にも準耐火ではありませんが、非常に膨大な数の実験がされております。それはスウェーデンの実大実験でしたので、あれは、ある意味では準耐火構造を1時間で設計したら、各階1時間ずつ燃えて、3時間かかって全体が燃え尽きて、何もなくなった状態で崩壊するというわかりやすい結果になったわけでありましてけれども、それが大規模になってきますと、例えば部材の検証の仕方と実際の建築物の関係が、例えば住宅とは随分違って、それは例えば住宅ですと、小さい部屋がたくさんあるという、そういう空間でありますので、床だとか壁だとか、それから柱、梁、これらの寸法と、それから試験でやる寸法はほとんど一緒でありますので、大体部材で実験をしておけば、建物全体もそんなに違ってこないというわけでありましてけれども、学校はじめとして大規模になりますと、そういうふうになっておりませんので、それらの検証は今まで実はそれほどされておられません。だからこそ実大実験やっているわけなんですけれども。

ですので、こういうものは部材でもって試験をして、それで評価したものが使われるというふうになっていくんだと思いますので、部材で発揮される性能が実物の建築物でもそのままになってくるということをきちんと確認するということが重要ではないかというふうに思っております。この見通しをつけるということが、やはりこの実大実験では、それがきちんとできなければならないというふうに思っております。

【部会長】 どうもありがとうございました。ご担当になっている基準整備事業のいろいろな研究テーマの内容をご紹介いただいたわけですから、ぜひその成果を取りまとめられて、この場に出すということにさせていただきたいと思っております。では、その件についてはよろしくお願ひしたいと思っております。はい。

【委員】 もう1点だけ。今回、次回以降どういうふうに議論を進めていくかの提示がないので、今日話すべきなのか、まだこれから機会があるのかちょっとよくわからないんですけれども、今の木造の3階にすることに関して、モデルみたいなものがどんどん増えるということに非常に懸念を持っています。というのは、今回の資料の5ページにもありますけれども、開口部を通しての上階延焼の問題が、学校の場合、住宅などよりはるかに開口部をたくさんとらなければいけないために、非常に危険側になっていて、そこをさらにクリアするようなことをちゃんとやってくださるんでしょうけれども、これが、ここにも書いてあるように、90センチ、50センチというような仕様規定的なことでもって現行の全ての建築に対しての運用がなされている。

その条件のもとで、それがオーケーであれば部材実験でいいというような形になることに関しては、非常に心配を感じておりますので、その辺の検討をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】 この防火性能についてなんですけれども、1 ページに基準内容ということで、講ずべき措置とかいろいろ書いてあるんですが、非常に素人的に考えますと、これ以外のもの建物の中にはあるわけではあります。実際には家具ですとか、学校なんかだといろいろな化学薬品だとか、そういうものも置いてあったりして、もちろん主要構造部ではないですし、なかなか建築確認等の対象にはならないんですけれども、実際に火災のときには結構大きい影響を及ぼすかもしれないので、場合によってはそういうこともちょっと含めてご検討いただくといいのかというふうに思ひました。

【部会長】 それプログラムをお考えいただければ結構だと思ひます。

〇〇先生からの全体の木造に関するタイムスケジュールみたいなものは今何か国交省でお考えの年次計画みたいなもののどの辺だと思ひてよろしゅうございませうか。

【事務局】 とりあえず先ほど申し上げましたけれども、2 回目の実験、それからいろいろな各種の部材実験等も実施しておりますので、ある程度そういった実験結果がまとまった段階で、少し今後の基準のあり方についてはご議論いただこうと思ひますので、次回ちょっとまとめが厳しいかと思ひますが、次々回以降、少し具体的な検討を進めていただくことになろうかと思ひます。

【部会長】 〇〇先生のご質問については、実験データ等判断できる資料が集まってから内容の審議に入るということではございませうか。

それでは、次のテーマが資料4でございませうか。これはいろいろ皆さん方ご意見があるところではないかと思ひますけれども、今日は初回でございませうかので、いろいろ細かいことよりは、ぜひ全体的に見て、こういう方向の検討をしたらいいのではないかと、これが抜けている、いや、今こういうことが実態的に問題だということを確認業務に携わっている方々、それから〇〇委員のような消費者の方々もいらっしやいませうかので、ご意見いただければと思ひます。

資料4について、効率的かつ実効性のある制度のあり方について、何かこれにご意見はいかがでございませうか。

【委員】 個別の中身への意見はたくさんあるんですけれども、まず、今回の資料がすごい量で50 ページあるんです。簡単な説明だけでは問題の構造というのがよく見えない

んです。時系列というのか、確認検査制度としてどういうふうな流れがあるかという図はあるんですけども。そもそもここで検査制度を検討しようとしている問題の所在、その問題の構造がどうなっているかということなんです。個々にたくさんある問題に関して、4種類くらいに整理できると思います。今までの目標にまだ達していないという問題もあれば、目標に達していたんだけど、そこからだんだんじり貧なってきたという問題、それから目標自身が制度改正等で変わったあるいは目標を少し上に上げたためにかい離が生じたという問題、さらに目標自身が設定されていない。以上4種類くらいあるわけです。

今回の資料の中でどのような問題なのかの整理がないまま渾然一体と議論されているような気がしています。その辺を少し交通整理していかないといけない。これがまず必要だと思います。今日はここでいろいろな意見が出ていいと思うんですが、もう少しそういう整理をしない限り、最終的に基準制度を考えるという土台もなかなかここで議論できないということになりかねない。ちょっと気になります。

【部会長】 ご指摘としてごもっともだと思います。多分非常にコンプリヘンシブな資料で、まずは全体を見て、それぞれの段階でどういう既成基準制度があるかというところ。それと、実態のデータがついてございますので、これはちょっとお持ち帰りいただくなりして、各グループの中でも、この資料としては終わったら公開ということによろしい。

【事務局】 はい。

【部会長】 この部会が終わった後、公開資料という扱いになりますので、各団体等からご出席の方々はこれをもとに、やはりこの点が少し問題があるとか、いろいろ次回には置いてご指摘いただければと思います。進め方については、最後また皆さん方と、私のほうからも少し提案させていただきたいと思います。

この資料についていかがでございましょうか。

私はこの適判制度とか、随分〇〇先生の部会とかで適判のあり方とか両論併記のような形になっているところがございまして、この制度そのものについても若干かかわった者として、私の読み取るところは安定してきたというふうに思ってよろしゅうございますか。日にちも安定してきたし、そう大きなクレームも出なくなったしという理解でよろしいですか。何か特殊な建築物をつくとまだいろいろな障害はあるけれども、事務所ビルというのか、そういったものであれば、大体安定してきたとあってよろしいのでしょうか。これはやっていらっしゃる方のご意見もいただきたいところなんですけれども。

【事務局】 何をもって安定というかということはあるんですが、いわゆる時間がどのぐらいかかるかということについては、比較的50日ぐらいで平準化してきているというふうな実態はございます。ただ、やはり個別に見ると、実は少し私どももこれだけではなかなか具体的な課題を浮き彫りにするには不十分だろうということで、少し実態の調査もさらに深掘りしたいと思っております、ちょっとこの資料の中にもございますけれども、どうも確認機関と行政庁での審査能力みたいなものに少し差が出てきているのかというようなこととか、そういったようなことが出てきていますので、これらをどういうふうにクリアしていくかというようなことは1つの課題かと思っております、この辺は次回以降、少し調査をした上でもう少し浮き彫りにできればというふうに考えています。

【委員】 質問ですが、確認制度のあり方として今回の土俵に上がったのは、先ほどの意見でいうと、特に見直し要請が強い項目だということですが、どこが見直し要請が強いのか、具体的に上がっていないので、ちょっと議論がしにくいので、もし見直し要請が強いのであれば、具体的に教えて頂ければと思います。

【事務局】 要請が強いといいましょうか、これもかなりこの数年で状況も変わってきているかと思うんですが、制度ができて、いわゆる基準法の見直しの検討会をやったときには、やはり実務者側からは、適判制度について少し対象範囲が広過ぎるのではないかと、それから、確認と適判がそれぞれ別の手続で、二度手間がかかってしまって時間がかかるというようなご指摘がございまして、ただ、一方で、やはりチェックをきちんとやる上で、どういうふうに、そういう緩和をすることによって、手続自体が実効性を失うのではないかとというような議論もございましたが、そういったものについて適判をどういうふうにやっていくことによって、よりきちんとやっていただくということは前提なんですけれども、現場でいろいろ不都合になっていることについては、やはり改定してあげることも必要ではないかと思っております。

それからもう1つは、仮使用の仕組みが、最近比較的大規模なビルなどで、テナントが入らないままに使うという要望が非常に強くて、この辺の手続についても、もう少し円滑にできないかというようなご要望は来ております。

【委員】 ということは、現実にかかっている日数が約50日ぐらいということが長過ぎるという意見が一方にあるということですか。

【事務局】 多分個別に、50日自体が長いかどうかということについては正確に私どもはまだ意見を聞いていないんですけれども、やはりものによってはまだ非常に長くかかる

ものもあつたりして、そういったケースがままあるというようなご指摘はあろうかと思ひます。

【部会長】　ちょっと私もかかわった立場から言うと、今の〇〇先生の議論でいくと、やはり何が問題かという、適判をなるべく効率的にかつ時間を短く進めたいという提案があるにしろ、もう1つはやはりちゃんと時間をかけてでも第三者でしっかりチェックすべきだという、そういう両論もございますし、私が個人的に感じているのは、多分、今日ご出席の設計関係の方々が言われると、設計変更にどういふふうに対応が今されているかというあたりがかなり社会的に要望が高いのではないかと思ひます。それをまとめて今回こつう形でもとりあえず全体資料としてまとめてご報告いただいたのが今日の現状ですので、後でご提案しますけれども、ぜひ皆さん方これを読んで、それぞれのお立場の中でその点を少レクローズアップさせたらいいか、先ほどの〇〇先生のお話にあつたように、それを次回でもお話しするよつうな機会をぜひ設けたい。これは事務局と相談で設けたいと思ひますので。

ほかに何かこの関係の。どうぞ。

【委員】　私も建築基準法の見直し検討会に入れさせていただいて、議論に加つたんですけれども、そこで今の審査機関の問題とか、適判がほんとうに効率的で合理的なものかという議論があつたことは承知しています。私は何でもかんでも厳しくしろというふうに言つているつもりは全然ないので、効率的かつ実効性あるということは賛成なんです、ただ、ここで取り上げられていない部分で、私、宮城県なんです、今回の3・11の地震をきっかけにして、いろいろそれを契機に、地震のせいなのかどうなのかという議論になつていますが、やはり基礎に問題があつたりとか、地盤調査をおよそ無視したよつうな基礎の構造になつているとか、大きなマンションで構造的に問題のある施工が行われているという例が出ています。

ですから、時間がかかり過ぎるとか、適判に不合理な点がある、対象が広過ぎるといふ論点だけじゃなく、そういう問題が起きていて、それは全部確認もやり、中間検査もやり、そして完了検査もやつている建物であつてもそういう問題が起きているわけで、そして、裁判にもなるということですから、効率的かつ実効性ある確認検査といふのであれば、やはり今の確認検査でそういう問題が起きていることを踏まえて、そういうことをなくせるよつうな確認検査体制といふものを考えるということも論点にぜひ加えていただきたいと思ひます。

それとあと、ちょっと話は変わりますが、確認検査制度の大前提として、建築士制度があって、建築士さんがしっかり設計して管理をするという前提があって確認検査ということだと思うんですが、ここに今建築士の先生もいると思いますけれども、やはり建築士さんもいろいろな意見があったり、法令についての考え方も違ったりとか、問題があったりするわけで、そこもきちんと建築士制度をどうやって機能させていくのかどうなのか。確認と検査の関係をやはり両方で考えていかないと、トータルとしてのそういう建築基準法を守るということは実現しないと思うので、その辺も少し視野に入れて議論していただきたいというふうに思います。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。ほかの方いかがでしょうか。

【委員】 この確認申請の効率化ということで、今日数の問題ですとかあるわけですが、やはり住宅あるいは大型のビルとは感覚が違うというのがあると思うんです。かかる日数にしる手間にしるコストにしる、やはり大型のビルと住宅関係は違ってくる。だから、そういうところにちょっと不祥事が出ているのかというのもあるんですが、要は、基準法自体が、前回私も見直し検討会でなかなか話がまとまらなかったのは、超高層であっても、3階建て以下の住宅であっても、1つの巨大な法律体制のもとで確認申請を行うということにちょっと無理があるのではないかと。

だから、逆に言うと、その辺を分けながら話を進めていったほうが議論も具体的なものになりやすいのではないかとこのふうにはちょっと感じております。

【部会長】 はい。ただ、なかなか、規模はわかりますけれども、規模が小さければ簡単でいいかというのは別の話になってくると思いますので。ご提案として承っておきます。

ほかに何かよろしゅうございますか。

では、ありがとうございました。

それでは、もう1つの、3つ目の本制度部会での上げるべき議題として、住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 今日の資料5で、新耐震という用語を使われないで、旧耐震という用語が使われて、私はそうすべきだと思うんですが。というのは、新耐震が施行されてもう30年以上たっていて、今後さらにその度合いは、新耐震というか、現行耐震以降のものの方がどんどん増えてきて、ただ、今回対象とするのは、見る限り旧耐震の耐震促進化に集中したいということのようなんですけれども、やはりこれからストック活用社会になるに当たっ

て、今日の資料でもなかなか旧耐震のものが進まないという背景は、3つぐらい理由が書いてありましたけれども、それ以上にストックをどう活用したらいいのか。どう使いやすくして省エネルギー的でいいものにして、だから耐震改修しようという総合的な観点でストックを見る視点がないと、やはり今までのやり方、耐震改修促進法自体は非常にすばらしい法律で、それですごく促進したとは思いますが、それ以上にやるとなると、やはりちょっと耐震促進化方策だけに焦点を当てるのでは、これ以上なかなか進まないのではないかと。ストック時代にもう少し広げて検討することを考えていただいたほうがいいのではないかとこのように思います。

【部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 1点だけです。ストック時代にということであると、違法建築を適法化する手続ルールというのが全くありません。適法化に向けての手続も検討できたらいいと思うんですけども。

【部会長】 コメントはございますか、よろしいですか。提案としてこちらから申し上げたということによろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。今の〇〇先生ように、ぜひこういうことを考えたらどうかという提案をこの場でいただきたい。

【委員】 耐震化というのは基本的には、特に長く使うようなものについては進めていくことが重要だというふうに思うんですが、先ほど〇〇委員もおっしゃったんですけども、今後都市等が縮小していく時代ということを考えますと、ストックの中でも少し暫定的な利用みたいな、短期間利用することを想定するような建物というのが今後クローズアップされてくるのではないかと思います。そのときにどのくらいの程度のものを求めるのかということ少し考える必要があるかというふうに思います。

【部会長】 ありがとうございます。ほかにこの場において。

【委員】 全然話が違ってしまいますが、耐震化というのはもちろん非常に重要なことなんです、もう一方で、ここに挙がっていますが、東南海、南海であれば、おそらく津波という津波診断というか、既存の建物がほんとうにどの程度大丈夫か。木造はひよっとしたら残念ながらということになるのかもしれないけれども、やはりその辺の割り切り方というものは考えないといけないので、耐震化ということと同時に、それをセットにしたほうがいいのではないかと思います。

【部会長】 ありがとうございます。津波に関しては、基準整備のほうでも、国交省

のほうとしていろいろご提案をされて、プロジェクトも動いているようですので、その成果は出てくると思います。

ほかに。はい。

【委員】 この耐震化の現状という課題で、耐震化が進まない理由というのを挙げられています。まさにこの3つの理由はあると思うんですが、認識不足というのものもあるかもしれませんが、やはり現実問題としてコストや規制というのが大きく影響してくるのかというのもあると思うので、これはなかなか柔らかくしろというのも難しいわけですが、少しおらかな建築規制も必要にしていかないと、全然やらないものより、少しでも耐震化を進めるような形でやっていかないと、現状がよくなっていかないのではないかと。

だから、先ほど部会長代理もおっしゃったように、そういったところの見直しも必要なのではないかと考えています。一定の基準に行かないとだめだという考え方ではなくて、あと二、三年だとか言う人、わからないですけども、そういった1つの緩和策というのも考えていくべきではないかと思っています。

【部会長】 ありがとうございます。

ちょっと私個人的に意見を。私は耐震改修はわりと早期の段階から携わってきたことがあるんですけども、どうも最初の、今の耐震改修に関する考えは、極めて暫定的な使用を目途に提案がされていた。それがその後いろいろな震災とかがあって、なかなか建てかえが進まない状況で、どちらかという、今長期的な恒久的な形になってきた。という側面があるのではないかと私は思います。当初耐震改修の考え方を提唱された方のご意見などをたまに伺うと、やはり基本的には、今〇〇委員も〇〇先生もおっしゃったように、長期的な使用ではなくて、中期的に対応しておいて、やはり将来的には現行基準に合うような建物につくり変えるんだという。ですから、ちょっと社会の理解が変わったかというご意見を出していらっしゃる方もいらっしゃいます。それが1点。

それから、もう1つ、資料5というのが、どちらかという既存建築物の耐震化促進ということですけども、これはややレンジの長い議論になるかもしれませんが、現行の建築基準法がどちらかという、新築、皆さんがおっしゃるフローの建築物を対象としているのに対して、ストックの建築物を対象とする法体系がない。これは〇〇先生もおっしゃったように、ストックを適合するものがないという形で、全体の中で言えば、既存建築の耐震はその中の1つであって、大きく既存建築物というのか、ストックに対する法

体系というものを、どんなものがあり得るかということをやっと勉強してもいいのではないかという考えを私は持っておりますので、これは後で私のほうから提案させていただくということにさせていただきたい。

ほかに何か、この既存建築物。はい、どうぞ。

【委員】 耐震補強して既存建築を残していくという方向と、それではとても持たないので、改修して新しくしていこうというのが結構混在していくケースが、特に学校等ではたくさん、病院とかもそうなんです、分かれて建っているケースがあつて、そこで多分まだ2つ問題が残っているのは、異なるものをつなぐときにどうするかというのがまだかなりあいまいで、自治体によつての指導にかなりばらつきがあるというのが1つ。あともう1つは、施工段階で、隣に建てていて、こちらはもう壊すのに、壊す建物との間で延焼をかけてくる。特に消防などの場合は防災設備関係の暫定見直しとかというかなり、壊してしまう建物に対して多大なお金をかけなければいけないというところで、意義はわかるけれども、そのお金があつたら耐震改修のほうにお金を回して残せばいいのにと、このあたりをもう少し、設置者責任とか、いろいろ持っていけばあるのか。緩和とか何か暫定的な見方というのがもう1つ視点としてあつてもいいのではないかというふうによつと思えますけれども。

【部会長】 ご意見もあると思います。先ほど来の3年で取り壊す仮設建築物扱いにするかどうかというあたりを、3年後たつたらまだ残っているというようなことがあると、これは違反建築物なるのでしょうか。多分法的にはいろいろ設計者の善意に100%よれるかという疑念も出てくるやに思いますけれども、ご提案として承っておきます。

ほかによろしゅうございますか。

【委員】 ちょっと耐震ではあつたんですが、防火もちょっと同じような問題はあつて、多分60年代までに建つた中高層の建物のほとんどは防火面で既存不適格だと思うんですけれども、特に避難面で既存不適格になると思うんですけれども、では、ほんとうに安全にできないのかといえば、そうでもないわけなので、例えば私は文化財の防災をやっているんですけれども、文化財になると基準法適用外になるんですが、では、人命は何もしなくていいかといえば、そうではないので、入れる人、人数を厳しく制限したりとか、そういうことをやって安全にするわけです。ですので、それは建築基準法でできることかどうかかわからないんですけれども、維持管理まで含めれば安全にすることはできない相談ではないので、ストックについてはそういうことを考えていく必要があるのではないかと。既

存不適格と一言でばっさり切ってしまうと、あと、実際に古い建物を今の基準に合わせるのは多分不可能ですので、何かそういうことを考えてあげないと、持たないような気がちよっとしております。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かよろしゅうございますか。

私からちょっともう1点意見を述べさせていただきますと、最後の資料5に関して言うと、先ほどの事務局の話によると、耐震化の目標がやや達成できない。学校建築はかなり進んできて、私ども扱っていると、最近渡り廊下の耐震性とかというぐらいになってきたので、だんだん終わっているような気もしますけれども、東京都の試みとか和歌山のように、直近に予想される災害に対して、各地方自治体がこういうアクションを起こしてきたことは非常にいいことだと思います。ぜひこの場でも今後の耐震化、やはり全体を推進するような形で、このテーマに関してはちょっと早目に議論を進めるようお願いしたいと思います。

内閣府の検討委員会が地震度を出すと言っていて、まだですけれども、近々出るようなことも聞いておりますので、いろいろな情報が入ってくる段階ですので、先ほどの議論にありましたように、津波を含めて、学校建築含めて、建築物の防災ということにぜひ早目に取り組むということをお願いしたいと思います。意見として申し上げます。

ほかに何か。では、全体についていかがでしょうか。よろしゅうございますか。今日は第1回目ということで、わりと俯瞰的な資料紹介と議論になりました。先ほど申しましたように、この資料は事務局に確認した時点で、今日の時点で公開ということでございますので、特に4を含めて、3、5とぜひご関連の方々こういう議論が今進められているんだけどもということをご紹介いただくのは一向に構わないということですので、よろしくをお願いしたいと思います。

あと、ちょっと委員長として提案なんですけれども、今後の進め方について、特にこの資料4について、次回に各委員の方から開催の1週間ぐらい前に事務局宛に、量は問いません、多分A4で1枚か2枚といったぐらいだと思いますけれども、こんなことをこの場で議論したらいいか、そのためにはこういう問題があつてということをつけていただいて、事務局に提出して、ちょっと議事をまとめていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。そういう委員からの提案を受け付けるということで。時期的には、多分、整理もありますので、後で事務局のほうから次回の話が出るとは思いますけれども、次回開催の2週間前

にするということでもいいですか。ぜひ今日ご出席の方々からご意見をいただきたいと思います。

大体以上で予定されておりました議題を終了いたしました。本日もご出席の方、何か全般にわたってご意見、ご提案等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。次回の日程は既に先生方にはご連絡申し上げているかと思いますが、12月18日火曜日、4時から6時ということで、場所はこここの場所でございますので、ご出席よろしく願いいたします。

先ほど部会長からご提案ございましたご意見につきましては、できれば12月頭の週末といいたいまいしょうか、ぐらいいまでに。

【部会長】 ごめんなさい。切りのいいところで11月末日ということでよろしいですか。

【事務局】 そうですね。では、11月末までに事務局宛にご意見いただければ、できれば具体的にこうしたほうがいいのかというご提案もいただけると非常にありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ちなみに今日の資料はこれまで資料としてはちょっと参考資料で一応取りまとめたいただいております法体系勉強会の資料ですとか、それから、必要であれば皆様方に見直し検討会の際の報告書も送らせていただきますので、それらも踏まえてご意見いただけるとありがたいと思いますので、今日のは法体系勉強会しかついておりませんが、見直し検討会のほうの資料も後日送らせていただきますので、少し両方を見ていただいて、ご意見いただければありがたいかと思っております。

それでは、本日の議事につきましては、議事録を事務局で取りまとめた後、委員の皆様方にご確認いただきますので、よろしく願いしたいと思います。

【部会長】 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

先ほど事務局がおっしゃったように、意見等はどうしましょうか。では、皆様方に届いている開催通知の事務局にご意見等をお出しいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の第1回でございます、建築基準制度部会の審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —